

国民健康保険税の納付は忘れずに

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるように保険税は納期限内に納めましょう。

▶ 納税通知書は7月中旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済などで納めてください。

▶ 保険税の納付は便利な口座振替で

年金天引きの場合を除き、原則として口座振替による納付をお願いしています。納付書で支払う予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひこの機会に、安全・確実・便利な口座振替の登録をお願いします。

▶ 法定軽減の拡充

前年の世帯の総所得金額等が一定の基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和5年度から軽減対象範囲が拡大されました。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。なお、軽減を受けるための申請は必要ありません。

軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
給与所得者等※ 加入者数	0人または1人	以降1人 増えるごとに	0人または1人	以降1人 増えるごとに	0人または1人	以降1人 増えるごとに
1人	43万円以下	—	72万円以下	—	96.5万円以下	—
2人		+10万円	101万円以下	+10万円	150万円以下	+10万円
3人			130万円以下		203.5万円以下	
以降1人 増えるごとに			+29万円		+53.5万円	

※ { 給与所得者……給与収入額が55万円を超えるかた
公的年金等受給者…公的年金等の支給額が60万円(65歳未満)または110万円(65歳以上)を超えるかた

▶ 賦課限度額の引き上げ

令和5年度から保険税の賦課限度額が変更になりました。医療給付費分が2万円、後期高齢者支援金分が1万円引き上げられます。

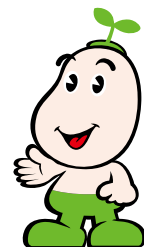
	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等※1から基礎控除額※2を差し引いた金額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
限度額	1世帯の上限額()内は4年度の金額	65万円(63万円)	20万円(19万円)	17万円(変更なし)

※1 総所得金額等には分離課税の所得も含まれます。
※2 基礎控除額は43万円です(合計所得金額が2,400万円を超える場合を除く)。
◆市ホームページで国民健康保険税の試算ができます(一部試算できない条件あり)。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免制度は終了しました。

▶ 国民健康保険税の減免制度

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職したかた、災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なかたは、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。お早めにご相談ください。



国保マスコット
健康まるくん



▶ 職場の健康保険に加入したときは、脱退手続きが必要です

職場の健康保険に加入した(被扶養者になった)ときは、必ずご自身で国民健康保険の脱退手続きを行ってください。脱退手続きはオンラインまたは郵送でも受け付けています。詳細は市ホームページをご確認ください。



問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 FAX048-258-5702